

10 経済のグローバル化の中での「アジア法」 研究のあり方を展望する

宮坂 富之助

- I はじめに一私の課題意識
- II 「法制度整備支援」という作業・研究をめぐって
- III 比較研究の意味・方法について
 - －隣接する社会科学の示唆に学ぶ
- IV 結びにかえて

I はじめに一私の課題意識

1 アジア諸国への法制度をめぐる日本の側の多様な支援活動について、あらためてそのあり方を考えると、多くの論点や課題が浮かび上がる。まずもってここでいう「アジア諸国」とは、とりあえずは地理的概念を基礎にしたとらえかたであり多用される。しかし、それにしても、その「アジア」という地理的な概念それ自体が、あらためて今問われている。

それだけではない。すでに近時、とりわけ比較文化論や東洋学などの分野では、「アジア」概念それ自体の問題性もとりあげられている。たとえば、そのひとつとして次に引用するような認識のしかたがある。それが、この分野の研究状況として完全に一致した認識であるか否か、私には不明である。しかし、わわれ法律学研究者にとっても重要な基本的な認識面での問題提起であると考えるので紹介したい。

「そもそも『西洋／東洋』世界観はヨーロッパによる『自文化／異文化』

世界観の一形態で、一見相対的な区分に見えながら、実は差別を隠蔽する概念である」,「日本にとっての『アジア』『東洋』は、近代以前は自己のルーツとして、近代以降は連帯あるいは支配の対象として、そして戦後は植民地支配の原罪として認識された。これらは、いずれも文化圏や国家を単位／主体とした考え方で、近年は反対にアメリカ極的なグローバル化が進んでいるが、そのいずれでもなく、今は過去のそうした『アジア』を表象してきた自分が属する文化を、個人の立場から反省的に見直し、相対化してゆくことが必要である」⁽¹⁾。「19世紀ヨーロッパ起源の『異世界の解明』としての東洋学はすでに役割を終え、今後は、普遍的な真理追究の自然科学に対し、地域に特徴的な事象を解明する人文社会科学の一分野として、地理的に定義されたアジアについての『アジア研究』が必要である」⁽²⁾。

以上のような東洋学の研究者たちの発言を、私たち法律学者も基本姿勢として学び、事象に対応するにあたっては、慎重でなければならない。そのようなことを強く留意した上で、当面ここでは地域・地理的な意味合いで、主として「東南アジア諸国」を指すものとして理解しておきたい。

また、私自身は能力不足であって論及する自信はないが、以上のこととも関連して、「アジア法」という概念についても、比較法学などで論及されている「法圏」論として、どのように位置づけられ得るかも課題になるであろう。しかし、これらのことをはじめ、私は本稿を執筆するにあたって、下記のように、いくつかの留保をせざるを得ない。

2 この叢書の最後に私に課せられた課題は、ひとことで言えば法制度の「継受・移植」をめぐる研究・調査の今後を展望し、課題を述べることにあろう。しかし、私自身は、この叢書に登場するような外国法研究あるいはアジア諸国の政治経済の研究者ではない。しかし、たとえ少しでも問題提起らしいことを述べる立場にあるとすれば、国際取引とりわけ国際金融資本の動向に見られるように、経済のグローバル化を背景にして会社法・経済法の領域での研究面で考えること、あるいは、日本学術会議の会員の任期中にアジア学術会議の諸会議や二国間調査交流に参加して、東アジア諸国の研究者らと交流した経験に基づくことなど、いずれもわずかな経験にすぎないが、その

ような経緯のなかで生まれた問題意識といえるものがある。

このプロジェクトの一環として報告を行った際には、そうしたことがらを念頭にして述べたが、今回、本叢書の諸論稿の最後に「展望」を展開するという責務を担うことになった。本稿で述べるのが「展望」に値するか確信はないが、報告後に入手し検討した関連資料などを基礎に、再度、私の考えることを述べてみたい。

3 1993年1月、ASEAN 諸国は市場を一体化する自由貿易地域（AFTA）計画を取り組む動向をみせた。すでに域内の経済的な相互依存関係がかつてないほどに深化していることの現れである。もちろん、同時に日米欧諸国との国際的な経済関係についても、周知のようである。こうした背景をうけて、関係諸国は、そうした経済政策にともなう法制度の整備、法運用の強化、人材育成、あるいは既存の統治機構にともなう人権の保障など、伝統的な制度と法意識などの改革の必要性に迫られている⁽³⁾。

4 このプロジェクトの主たるモチーフは、そうした動向をうけて急速に進んできた「法整備支援」あるいは人権の保護にかかわる「司法支援」など、幅広く実施されている各機関や個人研究者などによる活動の現状認識とそのあり方に向けられている。とりわけ、あり方を考えると、そのような活動には、多くの場合、当然のこととして、「支援」活動にたずさわる側の法制度をめぐる意識、あるいは基本的姿勢が問われているはずであって、その重要なひとつは、自他の法制度比較であろう。その意味で、広く「法整備支援」のありかたを考える場合の課題には、その基礎において比較法研究と関わっている。「展望」を考えるとすると、そうした課題意識がつきまとう。これは、とりわけ方法論としての比較研究に深く関わっていない私には、重い課題である。ただ、後にも引用の形で述べるように、「比較」という作業は、他者を通して「自己を知る」ことでもある、と考える。比喩として言えば、われわれは、自分の顔を「実像」として自身の眼で見ることにはできない。鏡やレンズを媒体にして見ているにすぎない。それは、実像のようであって「実像」ではない。「比較する」とはまさにそのように、他者を介して自己を発見するという過程でもある、と思う。

5 したがって、もうひとつ、これはさらに重要なことであるが、私たちが他者と自己とを「比較する」というのは、法制度に限らず日常茶飯事のように行うことでもある。その場合に厳しく自戒すべきは、多くの場合、意識するか否かを問わず、常に、何らかの「価値基準」を自分なりに持ち、それに依拠して他者を位置づけていることである。たとえば、人間の「優劣」、社会の「先進性」・「後進性」などなどに言及する時のように。そこではいかなる基準を以て「優位にある」とするか。「先進的」と言う場合にその判断基準となる「進歩」とはいかなる状態変化を指すのか、あるいはまた、往々にして無意識的に、それらを「絶対的なもの」、「普遍的なもの」と位置づけたりする。いわばこれらの「価値基準」そのものこそが、最も本質的なこととして問われなければならない。しかし、それがなおざりにされ、あるいは所与の前提として分析が行われるとすると、それは「ボタンのかけ違い」に陥る。そのことが、法制度比較という作業でも、重要な「つまづきの石」になる、と思う。

まえおきが長くなってしまった。主題に即して以下では、まず第一に、広く「法整備支」をとらえ、私なりに理解する現状について述べ、ついで第二に、「支援」活動に当然に伴うと考える法制度比較ないし研究交流のあり方をめぐる課題について、述べてみたい。

II 「法制度整備支援」という作業・研究をめぐって

1 「法制度整備支援」活動について

1) 本叢書の論稿には、法制度整備支援の諸活動の状況が述べられている。現状のそれ以上に私がつけ加えるものは少ないが、私の関わる経済法研究者の多くが、形の上ではシンポジウムへの参加報告であったり、あるいは文字通り、経済のグローバル化に伴い法制度面の整備の必要に迫られている諸国の関係者に向けて、日本の国内法あるいは欧米諸国の法制度の内容を紹介し、その要請に応えようとする活動をしている。これらの法領域は、多

くの場合、WTO への加盟に伴う制度面での条件整備を意味している。たとえば、知的財産法、独占禁止法など、現代の資本投資、貿易、情報サービスなど国際取引市場に不可欠の法制度に向けられている。私の印象では、こうした活動は、主体的な動機の面から見ると、第一は彼我の研究者相互の研究交流、第二は日本の関係行政機関などの要請に対応する、という二類型になるようである。

2) 上記の活動の具体的な事例として、組織的でかつ目的の面で「支援」として固有な特質をもつものとして、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）が1996年以降から展開している活動は特記すべきである。以下のことは、日弁連・国際交流委員会の矢吹公敏弁護士が同会の活動を紹介する論稿によるものである⁽⁴⁾。

日弁連は1999年、国連経済社会理事会における協議資格を有する NGO として承認されており、日本国憲法に定める国際協力の責務を根拠に、基本的人権の尊重・平和に生きる権利・国連憲章・国際人権宣言などにもとづき、法整備支援活動に参加する目的を明確に位置づけている。具体的な支援活動としては、95年から毎年、国際協力事業団（JICA）が主催するカンボディアの法律家研修への協力、ベトナム、ラオスなどへの政府開発援助（ODA）への協力がある。また独自に、これら諸国における弁護士（団体）の養成や制度構築への助言などの支援活動も展開している⁽⁵⁾。

私なりに理解すれば、このような日弁連の活動の活動の核となる機構は、同会内に設置されている「国際交流委員会国際協力部会」であり、日弁連執行部を補佐する国際室と連携し日弁連全体のプロジェクトの進行を企画しているようである。こうした活動実態の実質的な質を決定するのは、私の推測では、従事する人材である。これに対応するため日弁連は、活動弁護士の登録制度を採用し、さらに弁護士間の情報・交流の交換機能を確保している。これは支援活動の要となる有効な措置であると感じる。

よく知られているような事実を援用したのは、われわれの主題との関連で重要と考える以下の点について述べたかったからである。矢吹は「法整備支援活動成功の鍵」として、次のような主旨のことを述べている。「法整備支

援活動は、国毎の社会基盤、法規範の歴史、文化及び意識、対象国が必要としている法分野、対象国における法律の理解度・民意等によって左右され、それらに即した支援でなければ成功しない」。また具体的な支援の企画や内容を決定する上で重要なこととして、対象国の需要を正確に把握すること、政府機関・民間団体などが支援の内容あるいは当該機関の性格からみて協働する組織として適切か否か、などを指摘している。そして、私は最も重要と考えるのであるが、「支援のソフト」と言うべき担当者の姿勢について、「対象国の政治、経済、社会及び法文化を受容し、十分理解しようとする謙虚さが要求される……自分だけの判断に偏らず、広く対象国の専門家の意見を聴取し、関連文献を精査する等の地道な調査研究する能力も必要である」と述べ、関係機関・組織との情報交換の必要性を強調している。私は、以上の指摘のすべてに、強く共感を覚える。

2 「法整備支援」活動の性格

以上のように、私が知り得る主要な「法整備支援」活動の状況を述べた。これらの作業の状況を前提に、主要な論点については、すでに整理した形で論及されている。たとえば、戒能道厚『「法整備支援」と比較法学の課題』（アジア経済42巻1号所収）に引用され位置づけられているように、武藤弁護士の「理念類型」はその点を考える上で有用であると思う。そして戒能論文も評価するように、これらの「理念類型」は、現実に行われている作業から見て重なり合う側面がある、とも思う。重要なことは、こうした作業のあり方を考察する場合、すでに上記の矢吹論文も指摘しているように、（1）作業の主体、（2）受け入れ側の社会・経済・政治の構造実態、（3）受け入れ側の担当関係者・組織の位置など、これら諸条件との相関関係に立ち入ってみることはないか。

現在、そして今後当分の間は、「支援」の主要な内容・性格は、多くの場合、政府の経済開発と「持続的な発展」支援政策の一環を法制度面で具体化するという性格に大きく規定されるであろう。それは、また主要な効果としてみれば、「企業の投資環境整備型支援」の性格をもつことにもなろう。日

本企業がめざす市場拡大の経営戦略に（も）合致するわけである。受け入れ側の市場経済化政策にとって重要な法制度面の「インフラ整備」でもある。

3 法整備支援に関わる研究について

1) 現状の大勢をこのようにとらえることがそう誤りではないとしても、他面では、これと同時に、個人研究者あるいはグループ・プロジェクトには、「類型論」で言えば、上記の「インフラ整備」と同時に、あるいは別個にむしろ「市民社会整備・構築型」と「人権確保型」もあり、そのような方向に活動の意識が傾いてゆくのではないかと考える。しかし、そのような基本姿勢を具体的な作業過程に実現してゆくには、主体面と客観的な実態との関係で多くの条件あるいは障害が課題として浮かび上がるように思える。

2) そこで、課題の重点は、いかにそのような研究者の主体的で組織的な体制を築くことができるか、であろう。そう考えると視点は多様である。以下、確信はないが、アトラングムに述べてみたい。

(1) まず、アジア法、そして社会構造など、「アジア諸国」の研究が、少なくとも法律学の領域で、欧米のそれと比較して、相対的におろそかにされてきた嫌いがある。とりわけ、そのような傾向が日本の法律学研究にみられる理由はなにか、という問題が根底にある。少数の研究者が指摘するように、この法領域では比較的多数を占める中国法研究者でさえ外国法の研究者としては、少数派である。日本の社会科学とりわけ法律学は、基本的に、研究史からみても、欧米の「先進的」な理論と制度に学ぶという傾向を帯びている。

そのことは相対的に「アジアから学ぶものはない」という結果を生み、そのような思考上の伝統が教育にも影響を与え、研究者養成にも反映し、そして、そのことが、結果として、法制度に関する限りでは、研究者をごく少数にとどめてきた、と言ってよい。法律制度の側から「近代性」あるいは「近代法」を論ずる場合でも、こうした研究と教育の歴史的な背景を抜きがたく背負っている、と言える。

このような研究構造のなかでは、少数の先人たちの研究分析や他の科学分

野の研究—例えば「文化研究」など—の研究者の成果から学び、積極的に交流するという構造・体制を前提にせざるを得ないはずである。

(2) 直接の活動目的からすると法整備支援の「研究」には入らないかもしれないが、法律扶助の対外活動の一環として展開されている活動がある。日本法律扶助協会が主催した国際シンポジウム(「環太平洋法律扶助会議—法律扶助の多元的ニーズ—」, 2001年12月, 東京で開催)の一連の開催記録によれば, 同会議にはアメリカ, オーストラリア, カナダなどの関係機関担当者や法律家が参加しているほか, 東アジア諸国からも同様に多くの参加者がみられる⁽⁶⁾。私は同会議における報告者の記録論文のうち, とりわけカンボジア・タイ, ベトナムなどにおける過去の歴史・現状について強い印象を受けた。たとえば, カンボジアでは, 1975年から79年にかけて, 「法律家の80%を含む約300万人が殺りくされた」と報告者が述べている⁽⁷⁾。また, ベトナムでは, 「法律扶助」の制度組織策化にとってとりわけ人材育成が不可欠であり, そのための国際的援助が強調されている⁽⁸⁾。これら一連の資料のみをみるかぎりでも, 独立後の国民国家形成にむけた人民や法律関係者の法制度整備への努力は, 歴史的に見て成功したとは見えない。あえて言えば, 法制度が部分的・形式的に形成されても, 現在なおそれが「定着している」とは言えない状況があるのではないか。

このように, 「法律扶助」の観点からも, 人権保障の意識と制度そして人材の育成の必要性などが優先課題となっている。もちろん, 歴史そして現状からしても, 統治権力の構造の要素は, 無視できない。人権侵害, そしてその回復のための法制度の整備という課題のみをとってみても, 政治状況とその歴史的な経緯, 世界人権宣言などの内容からみて, それが当然に支援し実現すべき内容であるとしても, なお現実には, 政治・経済そして社会的な要素への熟知が大前提であることが痛感されるところである。

4 比較法研究としての法整備支援活動

すでに述べたように, 法整備支援のための活動は, あくまでも支援を必要とする国とその国民や当該国における支援活動組織, そして個々の市民に対

する法律面での援助活動である。したがって、自分の国の法制度や運営面での知見をそうした相手に伝えること、援助すべき問題状況あるいは論点を協力して究明することに力点が置かれることは、もとより当然の成り行きである。

1) しかし、そうした一連の作業の活動過程では、相手国の経済・政治そして社会の歴史をも含めた、現実の確たる認識を欠いたものでは成功しない。理論的あるいは理念的には受け容れられるとしても、直面している問題状況を解決できるか？ たとえば、世界人権宣言に照らして「明明白白」な人権侵害であると批判し論じることは容易であり、そしてたとえその論拠それ自体が「正しく、争う余地のないこと」であろうとも、それだけで「侵害状況」が解消するわけではない。もちろん基本的に解決する主体は、相手側関係者であるが、そのようなことを熟知したうえで、解決への方策の援助を求めている相手の側の担当者にその具体策を提示できなければ、説得力に乏しい。その理由は、抽象的には説明の必要もないとしても、原因の真相まで踏み込んでいけば、それは深い。困難な課題であるとはいえ、このことを前提にすることの重要性は、すでに前記の矢吹論文が的確に指摘していることから、明らかである。

2) 以上のように、私は、法整備支援の事業は、一方的に自己の法制度や法思想の観点からのみ、その内容の受容や移植を強要するのではなく、当該相手国の現実の諸矛盾の克服に向けたものでなければならない、と考える。そして、そうであれば当然に、彼我の異質性と共通性あるいは類似性などの発見に、その行動面での重点が置かれるはずである、と考える。言い換えると、法整備支援活動には、それが制度面での「形式的」ないしは「技術的」な支援に重点が置かれるにせよ、支援者の思考過程には、支援の成果を充実させようと真摯かつ誠実であろうとすればするほど、制度比較、比較法研究のあり方を根本的に自ら内省的に問うという営為を伴うはずであると考え

Ⅲ 比較研究の意味・方法について —隣接する社会科学の示唆に学ぶ

そこで、当然のこととして、「比較する」ことの意味についてふれておかねばならない。なぜ私たちは「比較研究」をするのか。いうまでもなく、これは法律学の領域のみの問題に限ることではない。そこで、私は、主題に挑むための方法に示唆を提供していると私なりに考える、大きく二つの研究領域における「比較方法」のありかたをめぐりそれぞれ直接・間接に論及する言説をとり上げてみたい。

1 まずひとつは経済史学の領域であって、ここでは、つとに大塚久雄が、異文化の行動様式の研究を通して自己を知る「比較という研究の意味・方法」について語っている。彼は比較研究にあたって留意すべきことを以下のように提示している。「およそ社会科学において理論が形成されていく際には、常に一定の人間類型が前提されていた。そして在来のヨーロッパ起源の理論では、なによりもあのロビンソンの人間類型を中心において理論が形成されてきた。……各文化圏がそれぞれの独自の人間類型を持っている、さらに……時代によって変わってゆく可能性を含んでいる、としますと、在来の社会科学におけるヨーロッパ起源の理論が持つ妥当性はおのずから相対化せざるをえないのではないか……（以下略）」と⁹⁾。この引用文の文意としては、「各文化圏の独自の人間類型」・「時代によるその変容」という当然の条件を忘却すべきではないこと、そうであるがゆえに「在来のヨーロッパ起源の理論の妥当性は相対化する」という言説が、われわれにとって重要である。

さらに、大塚は、『『共同体の人間類型』が社会的な規模で支配的な比重を占めているような国々あるいは地域の経済は、決してそのような姿〔一様で均質な質を持つ市場経済、ないしひとつの価格メカニズムを持つ経済のこと（宮坂）〕をとりません。……こういう構造的性質を持つ社会の経済現象、あるいは資源配分のありかたに、先進国伝来の経済学の理論をいきなり持ち込

んだとすれば、いったいどういうことになるでしょうか。……こうしたばあいには、むしろ、まず『共同体の人間類型』を前提とする社会学的理論—ウェーバー風に言えば—を構想して、それによって社会の構造的骨組を明らかにしその上で市場経済として現れてくる部分に、適当な修正を加えながら経済学の理論を適用する、そういうことになるほかはないのではないか……このごろ各方面で社会科学における諸部門間の学際的な協力が要望されているが……人間類型論はひろくそうしたばあいに、不可欠な媒体環の役割を果たすだろう……ヨーロッパの人間類型と非ヨーロッパ的な人間類型との間に見られる同一性と差異とをはっきりさせながら……さまざまな理論システムとの間で重点を移動させていく。そのことによって、それぞれの固有な文化に一層密着した、その意味で、より現実的で精緻な理論を作り上げていく。今までの理論が今後も依然として、いや、ますます重要な意味をもち続けることを心から期待している」⁽¹⁰⁾。

大塚の長い文章をあえて引用したのは、短い引証に伴いがちな誤解を避けたいからであるが、ここでは、大塚の言う「『共同体』的人間類型」という特定の社会構造を念頭にした言説であるとはいえ、「各文化圏がそれぞれ独自性をもつこと」、依って立つ理論が「ヨーロッパ起源のもの」であるとするれば、その場合、いわば異質の文化圏にあると考えられる社会の認識には、その価値判断基準のもつ限界を自覚すべきこと、そして、観察者は同一性と異質性を明確にしながら、多様な既存の諸科学の理論の総合的な組み合わせのなかで、当該地域の固有性を発見していくべきことが求められている、と指摘していることが重要である。換言すれば、地域研究における重要な基本姿勢を提示しているからである。

2 次に比較経済制度論の領域における、最近の論究に目を向けてみたい。「経済制度」という概念自体は、「経済システム」さらには「社会経済システム」というように、同義異語的に多用される概念であり、その含意するところははきわめて広く多義的である。ここでは現代の市場経済の運営に伴い必要とされる、政府の政策手段として構築され組織化された仕組みであり、さらにはより広く、公企業をも含む私企業間で構築される経営諸制度ないし組

織をも含む、という意味合いとして理解するにとどめておきたい。

私が留意したい主旨は、「経済制度」という概念それ自体を問うことではない。以下のような論究が展開している、「経済制度」を「比較しようとする意図と方法」にある。それは、経済制度を比較研究する際の問題意識・発想と言い換えてもいい。

青木昌彦「経済システムの進化と多元性—比較制度分析序説—」（1995年、東洋経済新報）は、「経済システムに理想的、普遍的モデルが一元的に存在するのか」という問いかけを基本的な問題意識とし、「多様性の経済利益の源泉とその存立条件を経済学に蓄積され広く世界の経済学者に共有されている『普遍的』な分析用語によって、理論的に探ることを目的とし……その意味で多元主義的経済学をめざす……」、「絶対的に優れたシステムは本来存在せず、地球規模で多様なシステムの共存、競争することがより大きな経済利益の源泉となりうるのだろうか……もしそのような多様性の経済利益とでもいふべきものが理論的に可能とすれば、各国はそれに貢献し活用する経済システムを実際に生成する能力を持っているのだろうか……多様性の経済利益を実現しうる国民経済間の関係はどうあるべきか……」（同書2～3頁）、とその論究の意図・視野の広がりをも端的に述べている。

また、もう一つの論究として、植村、磯谷、海老塚、の三名共著「社会経済システムの制度分析—マルクスとケインズを超えて—」（1998年、名古屋大学出版会）がある。ここでは、「制度の経済学」として重要な論点として、「資本主義と呼ばれる経済システムが『市場』が全面化したシステムではなく、様々な『制度』が埋め込まれ、そのことが『資本主義の多様性』を生み出しているという点にある」と述べ、諸国では「なぜ異なった雇用システムや金融システムを持っているのか、それらの制度的編成は、それぞれの国の経済的なパフォーマンスにどのような影響を与え……経済システムの変容、制度の変化はどのように生じるのか。これらが、『制度の経済学』が直面している課題である」とした上で、IMFの構造調整政策に代表される「市場主義」、その延長線上にある規制緩和論の「改革」論があり、それは「各国経済の単一な経済システムへの『収斂』論であるが、他方では各国経済シス

テムにみられる「制度の多様性」を論拠とする「多様性」論があり、この両者が拮抗する関係にある、と述べる。著者らは、『社会経済システム』という言葉を使用するのは、『制度の経済学』は経済システム内部の分析だけでは完結し得ないし、また完結させようとしてはならないと考えるからである。そこでは、家族関係、地域コミュニティ、教育制度、社会福祉制度、国家などの社会システムを構成する諸要素が不可欠の考察対象とならざるをえない……そして何よりも市場システムを成り立たせている中心、『貨幣』という存在が、まさに社会的、制度的な意味をもっている点を認識することから出発する必要がある……」と述べ、その他の「社会システムの領域の多くについての全面的な検討は、多くの研究者との共同作業を必要とする」と強調している（同書 i～ii 頁）。

3 上記のように、二つの法律学以外の近時の論説、とりわけ経済学の「比較制度分析」論における課題意識や方法に関する動向について、その一端を援用した私の意図は、法律学の隣接科学のひとつとして、その制度設計・政策策定などの課題領域で、多くの示唆を相互に提供し合う関係にある近時の経済学の論究であること、そして、それらの論究の背景には、経済先進国間というまでもなく、アジア諸国間にも広がりをもつ経済のグローバル化の一層の深化があり、それぞれの諸国間の制度のもつ伝統的な背景と、経済発展の進展度の相違が相互に異なると主張され、他方では、そのように主張されるほどには政策策定上明らかにされるべき諸条件、とりわけ「社会システム」への考察が必ずしも進展していないまま、経済的な「効率性」の実現のための制度整備や、たとえば WTO などに代表される国際経済機構の運営基礎理念、「経済的な自由（「市場原理論」）」が専ら強調される構図がある、と考えるからである。

IV 結びにかえて

1 法整備支援を充実した仕組みとするためにも、また法制度比較を行う上でも、法律学のみの作業では十分ではない。今後の方向を考えると、ア

ジア諸国を対象とする研究面でも、法律学の課題は重い。

最後にいくつか言及できなかったことを記したい。まず第一は、上記のような隣接科学におけるアジア研究にかかわって、日本学術会議に設置されている「太平洋学術研究連絡委員会・『地域学専門委員会』の報告書の提言である。この提言：「地域学の推進の必要性についての提言」では、「地域学」を「地域研究に根ざして人文科学・社会科学・自然科学を統合的に再編成する」ものと広くとらえ、「世界的な規模で公正をいかに実現するか、そして持続可能性・世代継承性に裏づけられた発展の道筋をいかに発見するかなど人類的な課題が強く自覚され、水、食料、健康、人口、エネルギー、ライフスタイル、経済システム、価値観、教育、情報秩序、参加とパートナーシップ、民主主義、その他あらゆる問題には知識の統合が必要であり、これらの課題を地域学として実現することが必須となっている」と強調した。この提言では、欧米の理論研究とは別に、アジアの研究者が主体的に協力連帯して、アジア地域の研究を進展させることが必要であり、そのための情報交換システムの整備の必要性などを具体的に指摘している。

第二に、このような背景のなかで、アジア地域における研究・情報交換の体制が、同じく日本学術会議の、人文・社会系部会の連携による審議によって提言されていることも確認したい。これは、「国立アジア共同研究機構の設立推進についての提言」（1997年6月）であって、「アジアの地域研究は未だ十分組織的になされているとは言えず、21世紀を展望する現代的要請に応えるものにはなっていない……そこでアジア研究の日本での研究ネットワークの中核として機能する総合的な研究機構の創設を計画することは、緊急の課題となっている」と述べ、アジアにおける、歴史情報資源研究、法律・政治研究、比較経済・経営研究、の各研究領域にそれぞれ対応する「研究センター」を設置し、この「国立アジア共同研究機構」をこれらセンターのネットワークの中核体として機能するものと位置づけようという構想である。

2 ところで、日本学術会議では、国際研究交流活動の一環として、東アジア、南アジア諸国との協同組織として、関係国の科学アカデミーに働きかけ、2001年「アジア学術会議」（Science Council of Asia (SCA)）を発足させ

た。加盟国は、日本、中国、インド、シンガポール、タイ、ヴェトナム、韓国、フィリッピン、マレーシアである。すでに、2001年バンコクで第1回会議が開催されて以降、2004年度第4回会議は韓国（ソウル）での開催が予定されている。

日本学術会議からみたこの二つの動向についてみると、第一の「国立アジア共同研究機構」の設置構想は未だに実現していない。アジア地域を対象とする総合的な研究組織を国レベルで実現することは、国家財政面での措置が得られないこと、それが最大の隘路というに尽きる。こうした組織が存在し機能すれば、私が本文でふれたような「法整備支援」をはじめ、「アジア研究」が文字どおり大きく推進されることを考えると、このような構想を風化させてはならない、と強調したい。他方、「アジア学術会議」についてみると、その基本的な編成の理念からすると、実質的、部分的な機能としては、上記の「構想」を実現する契機ないしは機会を見出せるように思う。しかし、それは活動いかんにかかっているのであって、実際に「アジア学術会議」の運営に関わった私の経験では、アジア諸国の科学アカデミーや関係機関はほとんど自然科学系の研究者・研究機関で占められているのが実状であり、アジア地域における社会科学の研究者、とりわけ法律学の領域での交流の組織的なありかたを考えることは、われわれにとって大きな課題である。

3 最後に、本稿を書きあげるため思考をめぐらせていた折りに、たまたま次のような論説に接して、私は強い印象を受けた。そのことを紹介したい。

それは、「文化研究における四つの解放」と題した本橋哲也氏の問題提起である。これは小論ではあるが、現代の社会科学の研究者にも向けられた、凝縮された問いかけである。そこでは、「今、なぜ『文化』を、『歴史』を、『近代』を、『日本』を、『知』を問題にするのか？」と問い、次のように、四つの問題領域での「『解放』の実践」を提起している。第一は、歴史研究面で、現実の歴史、異なる社会状況におけるナショナリズムの役割・功罪を問うために、それを世界史のなかで問い直すことの必要性である。同氏の言葉でいえば「『他者』の側から見た歴史、世界に開かれた歴史観を築く必要

性」である。第二に、「文化概念の本質主義からの解放」であって、「文化を特定の歴史や社会状況における構築物と考えることによって、異なる権力関係のなかで、いかに文化が非文化を排除し、自己が他者を周縁化して、二つのあいだに境界線を引いていくかの過程を問題にすること……文化を政治的権力関係、経済的生産関係という、その発生と変容の場に即して理解する『力学』こそが求められている」とする。第三は、「知識の学問領域的専門性からの解放」である、と言う。彼は「私たち自身も、現実の歴史における文化構築の主体であり、同時に文化の力学の効果であることを免れないからである」、と言う。最後に彼の指摘する第四の「解放」は、とりわけ示唆に富む。「学問的理論を海外から輸入し、それを現地の実例で検証するという植民地的情報生産構造からの解放」であって、「問い直されるべきは、多くの場合『イズム』という接尾語を伴う理論が常に『西洋』から輸入され、『東洋』はそれを実地に試す場であったり、あるいは『非西洋人』が『ネイティヴ・インフォーマント』として理論的考察の材料を提供するだけでなく、西洋的な知の覇権構造の強化に協力する、といった植民地的学問体系である」と言う⁽¹⁾。

上記の言説は、近代日本史を再検討し、日本にとっての「近代」を問い直そうとする作業に関わるものであって、少なくとも私には刺激的な内容であった。私は、あらためてふり返り、われわれの研究課題を考える上でも、示唆に富むものと感じた。

さて、本稿は、法制度整備支援の現状を念頭に、異なる社会、文化圏間の法制度の比較、法制度の「継承」・「受容」を考えようと意図したものであった。しかし、書き進むうちに、近時の隣接諸科学の思潮に疊惑されてしまった。本来負わされた課題は、私の今後の重い課題となる。

(1) これは日本学術会議「東洋学研究連絡委員会」が主催したシンポジウムの記録、辛島昇「『アジアとは何か』を問う」(学術の動向、2002年11月)55頁以下からの引用である。この東洋学という科学領域については、私にとっては全くの不明分野であるが、法律学という「アジア法」という研究分野に対して、その基礎概念と方法

のあり方を示唆する科学分野として、法律学の側でも今後大いに相互交流の必要性を痛感する。

因みに、辛島が言及しているこのシンポジウムでの討議を要約紹介した小資料（東洋学研連ニュース・第1号、2002年1月）がある。そこでは、上記シンポの報告を要約して、「日本での思想史上では、18世紀半ば日本からみた世界観を利用して中華文化の相対化が試みられた……いわば中華観念克服のために、ヨーロッパの眼差しであった『アジア』観念を取り入れた……」という歴史認識があること、「アジア」という概念をめぐるのは「否定派」と「肯定派」があるものの、その論拠はほぼ類似しており、『『アジア』という概念には、ヨーロッパからの眼差しが隠されており、18世紀以来の日本の近代化と歪みがそれと密接に結びついているということであろう。その指摘の正当性は、共通のものとして十分に認識しなければならない……『アジア』ということばの持つ出自に拘泥することによって、日本の近代化に対する批判的位置を確保できても、それによって『アジア』を葬り去るだけでは、『アジア』と呼ばれる地域に対する知的忘却の責任を放棄したままになってしまう……』と述べたうえで、東南アジアを含めた「東アジア」の経済的な紐帯が強まっている現状を背景に、「東アジア、東南アジア、西アジアのそれぞれの地域概念を、より現実在即して語る必要性があった……そのうえで、新しい『アジア』概念の生成をめざすことがいくらかでも可能になる……」と、今後の論議への課題を述べている（以上は、前掲資料4頁～7頁の竹田智明執筆によるものである）。

このような東洋学などの現状を表現する資料は、法律学からのアジア諸国の法を研究する上で、最近の「地域学」研究の提唱の背景として、アジア研究の到達点と方法論の系譜を知る有益な性格のものである。

もうひとつの研究領域の動向についても、ふれておかねばならない。「国際開発学」と呼ばれる研究の動向や社会学など、幅広い地域研究の展開も、1980年代から顕著である。この研究を触発する動機は多様であろう。日本をはじめ、経済的に先進国とされる諸国が、主として外資導入や技術移転などを梃として、工業化による国民所得の増大を目標に経済発展をめざすアジア諸国に、「発展のための協力」を行う。その動向を背景にして、直接・間接に、研究者個人あるいはその組織的なプロジェクトが各様の視点から論究を展開している。そこでの主要な研究関心は、キーワードで言えば、「経済開発」と「近代化」の関係、「開発政策の主導権を把握する権力主体・構造」分析、さらには、「開発政策を推進する政策イデオロギーとしての『アジア的価値』の含意と社会構造の実像」分析などなどである。

われわれのこの研究プロジェクトの論稿でも、もちろんのこと、こうした法律学に隣接する数多い各種の研究成果に言及しているけれども、私なりに法制度研究面から留意したい作業として、たとえば、杉谷滋編著「アジアの近代化と国家形成—経済発

展とアジアのアイデンティティー」(1996年7月、お茶の水書房)、渡辺利夫編「国際開発学II『アジア地域研究の現在』」(2000年7月・東洋経済新報社)(とりわけ、同書第一章)、吉原直樹「アジアの地域住民組織」(2000年11月・お茶の水書房)などがあり、示唆をうけた。

(2) 同上

(3) 東アジア諸国の多くはすでに WTO への加盟を果たしている。政治的な安定と統治機構整備の支援をうけてきたカンボジアは、2003年内の加盟が発効する予定である。この加盟交渉過程では、2007年初めを目途に、知的財産法などの WTO 協定の遵守する体制の整備が約束されている。こうした背景は、日・米・欧諸国の関係者による法整備支援を一層促進することになるわけである。

(4) 2003年7月に開催された、アジア欧州会議(ASEM)外相会合における論議と議長声明に盛り込まれたように、インドシナ地域の政治状況は、多様であり安定した方向に進むと楽観視できるわけではない。その典型例が、ミャンマーではないか。ここでの「支援」の基本課題は、もっぱら経済的な発展を意味するような「近代化」にはない。また、当面のところ、それに伴い必要条件となるであろう「『近代法』秩序の整備」でもない。むしろ、アウン・サン・スー・チー国民民主連盟書記長が軍事政権によって拘束され、人権・自由など政治的な民主主義の実現に最も基本的な法秩序の支配さえも定着し得ない状況を克服することが課題であり、「対話路線」を基調とする日本の外交政策の手腕がまずもって問われている。

(5) 矢吹公敏「日弁連における法整備支援」, 法律のひろば, 2001年10月号, 18頁以下。

(6) 本文に紹介した日弁連の活動とともに、法整備支援の組織的な活動としては、法律扶助協会によるアジア諸国に対する人権の法制度面での保護などを中心とする活動に注目すべきものがある。その一端は、2001年12月、同協会が日弁連と共催で開催した、国際会議である「環太平洋法律扶助会議」の記録集によっても知ることができる。

(7) 前掲の「環太平洋法律扶助会議」の記録集に掲載の, Sok Sam Oeun, Legal Aid in Cambodia, 同記録集213頁以下。

(8) 同上, Ta Thi Minh, Legal Aid in Vietnam, 同上243頁以下。

(9) 大塚久雄「社会科学における人間」, (1977年, 岩波新書), 217頁。

(10) 大塚, 同上, 218~220頁。

(11) これは、岩波講座「近代日本の分化史 3」(近代知の成立)(2002年1月)の中に挿入されている「栞」に寄せられている一文である。